株主各位

札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号 株式会社ニトリホールディングス 代表取締役社長 似 鳥 昭 雄

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年5月8日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成26年5月9日(金曜日)午前10時 2. 場 所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
 - 当社札幌本社6階会議室
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第42期 (平成25年2月21日から平成26年2月20日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第42期 (平成25年2月21日から平成26年2月20日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

第4号議案 取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額 および内容決定の件

第5号議案 従業員等に対するストック・オプションとして新株予約権を 発行する件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nitorihd.co.jp/ir/)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成25年2月21日から) 平成26年2月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策の効果等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米国の量的緩和縮小や新興国経済の成長鈍化等といった世界経済の下振れ懸念から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

家具・インテリア業界におきましても、業態を超えた販売の競争が激化していることに加え、円安の進行により輸入価格が上昇する等、経営環境はなお予断を許さない状況となっております。

このような環境の中、当社グループ(当社および連結子会社)は、当連結会計年度において次のような諸施策を実施いたしました結果、売上高は3,876億5百万円(前期比11.1%増)、営業利益は630億73百万円(前期比2.5%増)、経常利益は634億74百万円(前期比2.1%増)、当期純利益は384億25百万円(前期比7.3%増)となり、27期連続増収増益(当期純利益は15期連続増益)を達成いたしました。

当連結会計年度の営業概況は以下のとおりであります。

① 家具・インテリア用品の販売

当社グループの取り組みといたしましては、海外からの開発輸入商品の拡大と産地の新規開拓に引き続き注力するとともに、円安対策の一環として、既存商品の積極的な入れ替えと原価構造の見直しを実施いたしました。また、商品構成の見直しにより客単価が上昇したことや、第4四半期における消費税増税前の駆け込み需要の影響等により、既存店売上高は好調に推移いたしました。経費面におきましても、WEBチラシの活用による販促活動の効率化等により、販管費率は前期より改善いたしました。

品ぞろえといたしましては、「オールシーズン使えるふとん」をコンセプトに開発した「温度調整掛ふとん スマートセル3」が、平成25年10月にグッドデザイン賞を受賞いたしました。また、お客様に毎日の暮らしの中で気軽にコーディネートを楽しんでいただけるように、トータルコーディネート商品の開発とテーマにあわせた集積売場の展開に引き続き取り組んでおります。その他、前年度モデルよりも冷感力をさらにアップさせた「Nクール」シリーズや、吸湿発熱素材を使用してじんわりとやさしくあたためる「Nウォーム」シリーズ、丈夫さ・軽さ・収納力に加えてデザイン性にもこだわったランドセル「わんぱく組」シリーズ等、季節に応じた「機能性商品」を展

開いたしました。さらに、家具製造子会社のNITORI FURNITURE VIETNAM EPE において、ベッドマットレスの生産ラインを新設し、当期より販売を開始しております。

品質面といたしましては、平成25年11月に、経済産業省が主催する『製品安全対策優良企業表彰』の大企業小売販売事業者部門において、前回に引き続き、「商務流通保安審議官賞」を受賞いたしました。これは、開発から販売に至るまでの垂直統合型の製品安全保証体系やトレーサビリティシステムを構築していること等が評価されたものであります。

その他の取り組みといたしましては、通信販売事業におきまして、ホームページの刷新やスマートフォン対応の強化、通信販売限定商品の開発等により、売上が大幅に伸長いたしました。リフォーム事業におきましては、トータルリフォームサービスが提供できるように全国に拠点を拡大し、前期末より8拠点増加の31拠点となりました。広告宣伝活動といたしましては、SNSを利用した販売チャネルの拡大等の販促活動の効率化を図るとともに、当社初の単独提供テレビ番組であるテレビ東京系列「インテリア日和」を平成25年4月より放映しております。また、平成25年9月には、当社2ヶ所目であり関東初となる本格的なショッピングモール「ニトリモール相模原」を、ニトリ店舗を含む33テナントでオープンいたしました。

国内の店舗におきましては、当連結会計年度において、関東地区に10店舗、近畿地区に9店舗、北陸甲信越、九州地区にそれぞれ4店舗、東海地区に3店舗、東北地区に2店舗、中国、四国地区にそれぞれ1店舗、計34店舗を新設し、移転等で8店舗を閉鎖いたしました結果、国内店舗数(小商圏フォーマット「デコホーム」を含む。)は、平成26年2月20日現在で312店舗となりました。平成25年7月に関西地区に初出店いたしました「デコホーム」は、関東、関西地区でのドミナント地域の形成を進め、前期末より9店舗増加の17店舗となりました。

海外の店舗におきましては、台湾の子会社(宜得利家居股份有限公司(出資比率100%))が3店舗、米国の子会社(NITORI USA,INC.(出資比率100%))が2店舗を新設いたしました結果、海外店舗数は19店舗(台湾17店舗、米国2店舗)となり、国内外の合計店舗数は331店舗となりました。宜得利家居股份有限公司は、台湾での認知度も向上しており、業績が拡大いたしました。NITORI USA,INC.は、平成25年10月に、「Aki-Home」ブランドの店舗をロサンゼルス郊外のフラートン市とタスティン市に2店舗オープンし、家具とホームファッション商品を融合させた売場展開により、生活シーンごとのコーディネート提案を行いました。

これらの結果、当連結会計年度の家具・インテリア用品の販売事業の売上 高は3,811億58百万円(前期比11.0%増)となりました。

② その他

不動産賃貸収入および広告・宣伝事業等により、当連結会計年度のその他の事業の売上高は64億46百万円(前期比21.9%増)となりました。

セグメント別の売上状況につきましては、次のとおりであります。

+	グメ	ン	l.		第	42	期		
	ク ^		r	売	上 高		構	成	比
						百万円			%
家具・	インテリ	ア用品の) 販 売		38	31,158			98.3
そ	の		他			6,446			1.7
合			計		38	37,605			100.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は300億83百万円で、主に店舗の 新設および来期以降の出店にかかるものであります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマンを実現するために、「2022年(平成34年)1,000店舗、2032年(平成44年)3,000店舗」という店舗展開計画を柱とした中長期経営計画を策定しております。中長期経営計画の主な内容は、①トータルコーディネートの推進、②グループ最適化・ローコストオペレーション、③グローバル商品供給体制の構築、④品質管理体制の強化、⑤事業の創出と成長力の拡大、⑥組織体制の転換と人材育成、⑦企業ブランドの構築とCSRの推進であります。

当社グループは、以上のような中長期経営計画の達成に向けた諸施策を実行することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に邁進していく所存であります。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位:百万円)

	区	ヹ 分		分			第39期 平成23年2月期	第40期 平成24年2月期	第41期 平成25年2月期	第42期 平成26年2月期 (当連結会計年度)
売		上		高	314,291	331,016	348,789	387,605		
当	期	純	利	益	30,822	33,548	35,811	38,425		
1 杉	*当た	り当	期純和	利益	548.89円	611.91円	651.67円	350.27円		
総		資		産	246,187	267,153	284,290	321,703		
純		資		産	146,038	174,949	209,764	247,898		
1 1	朱当だ	こり糸	屯資產	全額	2,658.68円	3,183.28円	3,813.82円	2,248.80円		

(注)当社は、平成26年2月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第42期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 主要な事業セグメント(平成26年2月20日現在)

当社グループは、当社と連結子会社18社および非連結子会社1社で構成され、家具・インテリア用品の販売事業とその他の事業に区別されております。家具・インテリア用品の販売事業では、家具・インテリア用品の販売、家具の製造、海外家具・インテリア用品の輸入等を、その他の事業では、不動産賃貸業、広告サービス、物流サービス等を行っております。

(6) 主要拠点等(平成26年2月20日現在)

① 当社本社および本部

② 物流センター

 札幌物流センター
 札幌市手稲区

 関東物流センター
 埼玉県白岡市

 横浜物流センター
 横浜市中区

 大黒物流センター
 横浜市鶴見区

 大阪ソフト物流センター
 大阪市住之江区

 関西物流センター
 神戸市中央区

 九州物流センター
 福岡県篠栗町

③ 店舗 (331店舗)

<u> </u>	O 1 / [] [] [] /	
ニトリ 北海道地区	北海道	18店舗
ニトリ 東北地区 [25店舗]	青岩 宮秋山福 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	4店舗 3店舗 6店舗 4店舗 4店舗
ニトリ 関東地区 [75店舗]	東京 京宗王葉城木県 東宗王葉城木馬 ボボル県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	11店舗 14店舗 15店店舗 16店店舗 5店店舗
ニトリ 北陸甲信越地区 [25店舗]	新富川県県 高川井県県 石神梨県 山野県県	6 店舗 4 店舗 5 店店舗 2 店店舗 6 店舗
ニトリ 東海地区 [35店舗]	岐阜県 静岡県 愛重県	5店舗 8店舗 16店舗 6店舗
ニトリ 近畿地区 [49店舗]	滋 京 大 兵 京 市	9店舗 16店舗 12店舗 2店舗

ニトリ 中国、四国地区 [32店舗]	鳥島岡広山徳香川媛知 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	8店舗 5店舗 2店舗 2店舗
ニトリ 九州地区 [36店舗]	福佐長熊大宮鹿沖岡賀崎本分崎児縄県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	13店舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗舗
デコホーム [17店舗]	東京宗明県京宗三年本 東京宗県県東京宗県県東京三年本 東京宗県県東京県県東京県県東京県	3店舗 3店舗 1店舗 1店舗
国内店舗		312店舗
宜得利家居 (台湾)		17店舗
Aki-Home (米国)		2店舗
海外店舗		19店舗
合 計		331店舗

④ 家具製造工場

インドネシア工場……インドネシア共和国メダン市 ベトナム工場……ベトナム社会主義共和国ハノイ市

⑤ 海外物流センター 恵州物流センター……中華人民共和国広東省

(7) 企業集団の使用人の状況(平成26年2月20日現在)

	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
合 計	8,373名	877名増

(注) 使用人数には、パート社員、アルバイト社員および被出向社員は含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況(平成26年2月20日現在)

会	社	名	資	本	金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容				
株式会	会社 ニ	- トリ	1,000百万円			100.0%	家具・インテリア用品の販売事業				
株式会社ホ	ームロジ	スティクス		490官	万円	100.0%	物流サービス事業				
P.T.NITORI I	URNITURE	INDONESIA	IDR 8	,708官	万	100.0% (90.5%)	家具製造				
NITORI FURNITURE VIETNAM EPE			VND 78,420百万			100.0% (100.0%)	家具製造				
似鳥(中	国)采購	有限公司	RME	250官	万	100.0%	商品輸入代行				
明応商貿	(上海)	有限公司	RME		万	100.0% (100.0%)	商品輸入代行				

(注) 議決権比率欄の() 書きは、間接所有分であります。

(9) 主要な借入先および借入額(平成26年2月20日現在)

借入	先	借	入	金	残 高
株式会社北	洋 銀 行				1,625百万円
株式会社みず	ほ 銀 行				1,100
三井住友信託銀行	株式会社				1,100
大阪府信用農業協同	組合連合会				1,000
株式会社三井(主 友 銀 行				845

2. 会社の状況に関する事項(平成26年2月20日現在)

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数

144.000.000株

② 発行済株式の総数

57,221,748株 (うち自己株式1,981,071株)

③ 株主数

11,117名

④ 大株主の状況

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社二ト!) 商事		7,411千	株		13.4		
株式会社ニトリ	興 業		2,868				5.19)
日本マスタートラスト信託銀行株式会	社(信託口)		2,518				4.56	5
公益財団法人似鳥国際) 学 財 団		2,000				3.62	2
株式会社北洋	銀行		1,930				3.49)
似 鳥 昭	雄		1,704				3.09)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会	会社 (信託口)		1,540				2.79)
似 鳥 百	百 代		1,539				2.79)
全国共済農業協同組合		1,299			2.35			
ビービーエイチ・フィデリティ・ピューリタン シリーズ・イントリンシック・オポチュニテ			1,200	2.17				

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社および日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社の所有株式数は、証券投資信託および退職給付信託を受けている株式でありま す。
 - 4. 当社は平成26年2月21日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。この結果、平成26年2月21日現在、発行可能株式総数は288,000,000株となり、発行済株式の総数は114,443,496株となっております。なお、これに伴い同日付にて単元株式数を50株から100株に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 平成23年5月12日定時株主総会決議および平成24年3月29日取締役会決議新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株式の種類および数	行使期間	行使価額	保有人数
当社取締役 (社外取締役を除く)	1,940個	普通株式 97,000株	自平成27年3月30日 至平成29年3月29日	1 株につき 7,917円	4人
当社監査役	60個	普通株式 3,000株	自平成27年3月30日 至平成29年3月29日	1 株につき 7,917円	2人

(注) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者は当該新株予約権の権利行 使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに 準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当であると認めた 場合はこの限りではありません。
- 2. 新株予約権を譲渡するには取締役会の決議による承認を要します。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役

会社に	おけるは	也位	氏		3	名	担当および重要な兼職の状況
代表耶	双締役	社長	似	鳥	昭	雄	株式会社ニトリ代表取締役社長 株式会社ホームロジスティクス代表取締役社長 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長兼社長 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長 株式会社デコホーム代表取締役社長 明応商貿(上海)有限公司董事長 NITORI USA,INC.取締役会長
取	締	役	杉	山		清	株式会社ニトリ取締役品質業務改革室長 株式会社ホームロジスティクス取締役
取	締	役	白	井	俊	之	海外事業、アメリカ出店プロジェクト担当 株式会社ニトリ取締役商品部ゼネラルマネジャー 株式会社ホームロジスティクス取締役 NITORI USA,INC.取締役
取	締	役	古	宮	小	進	アメリカ出店プロジェクトリーダー NITORI USA,INC.取締役最高経営責任者
取	締	役	安	藤	隆	春	
取	締	役	竹	島	_	彦	日本空港ビルデング株式会社社外監査役
常勤	監 査	役	久	保	隆	男	株式会社ニトリ監査役 株式会社ホームロジスティクス監査役
監	査	役	佐	竹		晃	
監	査	役	井	本	省	吾	日経メディアプロモーション株式会社専任講師
監	査	役	小	澤	正	明	株式会社北洋銀行常務執行役員

- (注) 1. 取締役安藤隆春氏および竹島一彦氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役佐竹 晃氏、井本省吾氏および小澤正明氏は、社外監査役であります。 なお、当社監査役のうち、常勤監査役久保隆男氏は、当社における長年の職務の経験 があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、取締役竹島一彦氏、監査役佐竹 晃氏および井本省吾氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 安藤隆春氏および竹島一彦氏は、平成25年5月17日開催の第41回定時株主総会において新たに取締役に選任されました。
 - 5. 当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、経営の意思決定機能と業務 執行機能を明確に区分し、経営全体の効率化とスピードアップを図るため執行役員制 度を導入しております。

社長執行役員 似鳥昭雄

専務執行役員 杉山 清、白井俊之、古宮小進

常務執行役員 池田匡紀、金平嘉宏、須藤文弘

上席執行役員 風晴雄一

執 行 役 員 野嶽直樹、森脇文麻呂、林 久志、小林秀利、佐古道央、前田克己、 武井 直、畠山丈洋、工藤 正、甲 正彦、小田聡一、久門哲雄、 五十嵐明生、田谷野一吉 計22名 ② 取締役および監査役の報酬等の額

区	分	支払人員	支 払 額	摘 要
取	締 役	6名	350百万円	(うち社外取締役2名 16百万円)
監	査 役	4名	26百万円	(うち社外監査役3名 8百万円)
合	計	10名	377百万円	

- (注)上記支払額には、ストック・オプションのうち、当事業年度の職務執行に対応する部分の 金額(47百万円)が含まれております。
 - ③ 会社役員の報酬等の額またはその算定方法にかかる決定に関する事項 取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲 内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等については、株主総会で決 議した報酬等の限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
 - ④ 社外取締役に関する事項
 - (イ) 他の法人等との兼任状況(他の法人等の業務執行者である場合)および当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
 - (ロ) 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役竹島一彦氏は、日本空港ビルデング株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

X	厶				取	締役会	(在任期	間中15	回開催)	
	分		出	席	口	数	出	席	率	
社外取締役安	藤	隆	争				14回			93.3%
社外取締役竹	島	— j	爹				13			86.7

- (注) 1. 上記各社外取締役とも出席した取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、適切な意見を述べる等案件に応じ的確に発言しております。
 - 2. 上記各社外取締役は、平成25年5月17日開催の第41回定時株主総会において選任されたため、在任期間中の取締役会の開催回数は、当事業年度の取締役会の開催回数と異なっております。当事業年度の取締役会の開催回数は20回となっております。
 - ⑤ 社外監査役に関する事項
 - (イ) 他の法人等との兼任状況(他の法人等の業務執行者である場合)および当社と当該他の法人等との関係

監査役小澤正明氏は、株式会社北洋銀行の常務執行役員であります。 同銀行と当社との間には定常的な銀行取引があります。当社は同銀行 からの借り入れがあり、借入額は1,625百万円(平成26年2月20日現 在)であります。なお、同銀行は当社株式を保有しており、その持株 比率は、3.49% (平成26年2月20日現在) であります。また、当社は同銀行の株式を保有しており、その持株比率は0.07% (平成26年2月20日現在) であります。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

IZ.	区分			取締役会(20回開催)	監査役会(6回開催)			
				出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率		
社外監査役佐	竹		晃	20回	100.0%	6回	100.0%		
社外監査役井	本	省	吾	17	85.0	6	100.0		
社外監査役小	澤	正	明	18	90.0	5	83.3		

(注)上記各社外監査役とも出席した取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、適切な意見を述べる等案件に応じ的確に発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

項		支	払	額
イ. 当事業年度にかかる報酬等の額			3	30百万円
ロ. 当社および当社の子会社が会計監査 金銭その他の財産上の利益の合計額	人に支払うべき		۷	15百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 当社の重要な子会社のうち、P.T.NITORI FURNITURE INDONESIA、NITORI FURNITURE VIETNAM EPEおよび似鳥(中国)采購有限公司は、当社の会計監査人 以外の監査法人の監査を受けております。
 - ③ 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役が会計監査人を解任または不再任を決定する方針であります。この場合、監査役会の選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、役員、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ 社会的責任および企業倫理を果たすため、企業行動基準を定め、それを すべての役員、使用人に周知徹底させる。
 - (ロ) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (ハ) 役員、使用人に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアル の作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスに関する知識を 高め、それを尊重する意識を向上させる。
 - (二) 法令遵守上に疑義がある行為等に関して、使用人が直接通報する手段 を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による通報窓 口を設置、運営し、通報者の不利益にならないことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (イ) 取締役は、その職務の執行にかかる重要な文書の作成、情報を社内規程に基づき、それぞれの職務に従い、適切に保存および管理する。
 - (ロ) 重要な意思決定および報告に関する文書の作成、保存および廃棄については、文書取扱規程に基づき適正に実施する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理担当部署は、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の 構築および運用を行う。
 - (ロ) 各部門は、それぞれの担当部門に関するリスクの管理を行い、各部門 の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 会社として達成すべき目標を明確にした中期経営計画に基づき、取締役ごとに業績目標を明確化し、その評価方法を明らかにするものとする。
 - (ロ) 各部門ごとの職務執行体制を細分化し、業績への責任を明確にするとともに、スペシャリストによる人的効率の向上を図る。
 - (ハ) 意思決定プロセスの簡素化により迅速化を図るとともに、重要事項については合議制による常務会により慎重な意思決定を行う。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) グループ企業行動基準を定め、グループ全体のコンプライアンス体制 の構築に努める。
 - (ロ) 管理の担当部署、基準を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- (v) 担当部署は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を構築し、 運用を行う。
- (二) グループ内取引の公正を保つため、グループ内取引基準を策定し、適 正化に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関 する事項
 - (イ) 監査役が監査役を補助すべき使用人を必要としたとき、監査役付を置き、必要人員を配置する。
 - (ロ) 監査役を補助すべき使用人として、監査役付を置いた場合、監査役付 の独立性を確保するため、人事異動、評価等の人事権に関して、監査役 会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役へ の報告に関する体制
 - (イ) 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。
 - (ロ) 取締役、使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または そのおそれがあるとき、取締役、使用人による違法または不正な行為を 発見したとき、その他監査役会が定める報告事項が発生したときは、監 査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役、使用人は、監査役の監査に対する理解を深め、監査役の監査 の環境を整備するよう努めるものとする。
 - (ロ) 代表取締役と定期的な意見交換会を設定し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (v) 監査業務遂行上、必要に応じて弁護士、会計士より助言を受ける機会 を保障する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合であっても、これが 当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを 一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をと もなう買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行 なわれるべきものと考えております。 しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社グループは、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマンを実現するために、「2022年(平成34年)1,000店舗、2032年(平成44年)3,000店舗」という店舗展開計画を柱とした中長期経営計画を策定しております。

中長期経営計画の主な内容は、①トータルコーディネートの推進、② グループ最適化・ローコストオペレーション、③グローバル商品供給体制の構築、④品質管理体制の強化、⑤事業の創出と成長力の拡大、⑥組織体制の転換と人材育成、⑦企業ブランドの構築とCSRの推進であります。

当社グループは、以上のような中長期経営計画の達成に向けた諸施策を実行することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に邁進していく所存であります。

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるため に必要かつ有効な仕組みとして、従前よりコーポレート・ガバナンスの 強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また現在在任の監査役4名中、3名を社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者 や、弁護士・公認会計士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、 経営の客観性の確保、向上に努めております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に継続して 努める所存であります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が 株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買 付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するこ と、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして、 平成25年4月16日付取締役会決議および平成25年5月17日付第41回 定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買 収防衛策)を、更新いたしました(以下更新後の対応策を「本プラン」 といいます。)。本プランの概要は、以下のとおりです。

① 対象となる買付等

本プランは、下記(イ)または(ロ)に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- (イ) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付その他の取得
- (ロ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券 等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

② 本プランの発動に係る手続

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む意向表明書を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様の判断等のために必要な所定の情報を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

独立委員会は、買付者等からの情報等を受領してから原則として90日間が経過するまでの間(取締役会検討期間を含みます。)、独立した第三者の助言を得つつ、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

その上で、独立委員会は、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合や、一定の行為等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等、本プラン所定の発動事由のいずれかに該当すると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策(以下「新株予約権の無償割当て等」といいます。)を実施すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、本プランにおいて定

められる発動事由のうち実質判断を伴う所定の発動事由(以下、「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

また、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、(イ)独立委員会が新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(口)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予 約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する決議を行い、また、 上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従うものとしま す。

③ その他

本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合に、株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または株主総会が別途決定した金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等およびその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることになります。

本プランの有効期間は、第41回定時株主総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中長期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入・更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。本プランは、更新に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、有効期間の満了前であっても、当社株主総会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等により株主意思を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性を有する社外役員等のみから構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益に 資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでは ありません。

(7) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の 行使に関する方針

当社は、株主の皆様の負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当事業年度につきましては、平成25年11月5日に中間配当として1株当たり45円を実施しており、期末配当55円と合計で1株当たり100円の利益配当となります。

連結貸借対照表

(平成26年2月20日現在)

	資	產	Ē	0)	部		負	ſ	 責	σ.)	<u>歌·日/7</u> 部	
7	科		Ħ		金	額	7	斗		目		金	ž t	額
流重	力 貸	産				88,999	流重	力 負	. 債				57,8	91
玥	金	及び	預	金		21,973	買		掛		金		13,4	
受	取手	形及ひ	で売ま	金		11,924	短	期	借		金		4,0	
商	i 品	及び	製	品		34,799	リ	_	ス	-	務			.97
1 仕		掛		品		248	未未	払:	払 法 人		金等		11,6 12,6	
1		料及び	貯蔵			1,966	賞	与	公 八	., -	金		2,3	
// 網		· 税 金		.		2,861	ポ	イン			金		1,7	
1			具	産			株	主優彳		引引当	金			.08
7		の		他		15,225	資	産	除去	債	務			39
貸		引	当	金		△0	そ		の		他		11,6	42
固元	Ē 賞	産				232,703	固氮	三 負					15,9	
有刑	多固定	E資産				177,366	長	期	借		金		3,5	
建	物	及び柞	冓 築	物		84,545	リ	_	ス		務		2,8	
機機	械装	置及び	が 運搬	具		3,174	退	職 彩		. —	金		2,0	
		器具及				3,605				引当	- 1			228
		田犬グ	. O 1/H	地地			資 そ	産	除去		務		1,9	
±		_	Y/800	_		81,853			の 合		他+		5,2 73,8	_
IJ		ス	資	産		3,187		 純	 資	 産		の	 部	,03
建			勘	定		1,000	7	<u> </u>		目				額
無刑	固定	2資産				9,678	株 🗎		本				243,5	
借	î	地		権		7,684	資	本	金				13,3	
7	-	の		他		1,994	資表	下 剰	余 金				13,5	81
投資	その他	の資産				45,658	利者	- 新	余 金				232,3	
担担	資	有 価	証	券		1,047	自	己杉					△15,8	
- E			付	金		712	その他の						3,5	97
差			証	金		17,778		他有位 五差	証券額 金				3	309
敷				金		15,767	繰延	ヘッシ	グ損益				2,6	24
絹		税金	資	産		2,487			整勘定					62
1			具						約 権					'57
7		の	NIZ.	他		7,875			<u>持分</u>	^ -	.			40
貨			当	金		△10	純						247,8	
資	産	合	Ī	計		321,703	負債	• 刹	出貨店	音合言	Τ		321,7	U3

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年2月21日から) 平成26年2月20日まで)

	科	■		金	額
売	上	高			387,605
売	上 原	価			185,948
	売 上 総	利	益		201,656
販	売費及び一般管	理 費			138,583
	営 業	利	益		63,073
営	業 外 収	益			
	受 取	利	息	369	
	受 取 配	当	金	19	
	自 動 販 売	機収	入	236	
	有 価 物	売 却	益	196	
	還 付 加	算	金	9	
	そ の		他	346	1,177
営	業 外 費	用			
	支 払	利	息	130	
	為替	差	損	594	
	そ の		他	50	776
	経常	利	益		63,474
特	別利	益			
	固 定 資 産	売 却	益	2	
		権戻入	益	6	9
特	別 損	失			
		除売却	損	37	
	退 店 違	約 金	等	183	
	減損	損	失	21	
	リ ー ス	解 約	損	6	
	その		他	3	252
	税金等調整前				63,231
		脱及び事業		25,515	
	法 人 税 等		額	△738	24,777
	少数株主損益調整				38,454
	少 数 株	主 利	益		29
	当 期 純	利	益		38,425

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年2月21日から) 平成26年2月20日まで)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年2月21日残高		13,370	13,553	198,909	△16,590	209,242
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△4,935		△4,935
当 期 純 利 益				38,425		38,425
自己株式の取得					△3	△3
自己株式の処分			27		744	772
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	27	33,489	741	34,259
平成26年2月20日残高		13,370	13,581	232,398	△15,848	243,502

	?	の他の包括	舌利 益累計	額		小粉井子	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の 包括額合計 累計額合計	新株予約権	少数株主持 分	純資産合計
平成25年2月21日残高	286	1,875	△2,280	△117	603	36	209,764
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,935
当 期 純 利 益							38,425
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							772
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	22	749	2,943	3,715	154	4	3,873
連結会計年度中の変動額合計	22	749	2,943	3,715	154	4	38,133
平成26年2月20日残高	309	2,624	662	3,597	757	40	247,898

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年2月20日現在)

資	産 (の 部	負 債 (D	<u>ェ・ロカロ)</u> 部
科		金 額	科目	金	額
流動資	産	25,749	流動負債		5,968
現 金 万	ひ 預 金	613	1年内返済予定の		3,092
売	掛 金	2,087	長期借入金リース債務		
前 払	費用	422	7 77		138
短期	貸 付 金	16,844	l i "' .		1,341 717
未 収	入 金	621			208
	寸法人税等	4,843	預 り 金 賞 与 引 当 金		113
4.1. / _ D	金 資 産	311	株主優待費用引当金		108
そ	の 他	4	株工及内負用		248
固定資	産	192,161	固定負債		12,362
有形固定資		129,512	長期借入金		3,497
建	物	59,279	リース債務		2,069
構	築物	3,017	役員退職慰労引当金		145
機械	装 置	992	長期預り敷金保証金		4,515
車両	運 搬 具	2	資 産 除 去 債 務		1,541
工具器		236	そ の 他		593
土	地	63,619	負 債 合 計		18,330
リー	ス資産	2,207	純 資 産	の	部
建設	仮 勘 定	157	科目	金	額
無形固定資		4,159	株 主 資 本		198,511
借、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	地権	3,817	資 本 金		13,370
	、ウェア	339	資本剰余金		13,655
それ次マの仏の	の他	2	資 本 準 備 金		13,506
投資その他の		58,489	その他資本剰余金		149
投資有		1,031	利益剰余金		185,089
関係会		17,720	利益準備金		500
長期	貸付金	166	その他利益剰余金		184,589
従業員 長期	に対する貸付金	54	別途積立金		53,600
	前払 費 用	4,911	繰越利益剰余金		130,989
差入	保証金	15,120	自己株式		△13,603
敷	金 金	13,383	評価・換算差額等		309
操延利		4,298	その他有価証券 評 価 差 額 金		309
	の一位	1,810	新株予約権		757
貸倒	引当金	△9	純 資 産 合 計		199,579
資 産	合 計	217,910	負債・純資産合計		217,910

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成25年2月21日から) 平成26年2月20日まで)

	科	B		金	額
売	上	高			
	不 動 産	賃 貸 収	入	27,353	
	関係 会社	受 取 配 当	金	33,770	61,123
売	上原	. 価			
	不 動 産	賃 貸 原	価	21,962	21,962
	売 上	総利	益		39,160
販	売費及び一般	管理費			3,556
	営業	利	益		35,604
営	業外	収 益			
	受 取	利	息	331	
	受 取	配当	金	19	
	為替	差	益	27	
	経 営	指 導	料	3,360	
	そ	0)	他	377	4,115
営	業外	費用			
	支 払	利	息	130	
	貸 倒	損	失	43	
	そ	0)	他	0	173
	経 常	利	益		39,546
特	別利				
	固 定 資	産 売 却	益	0	
	新 株 予 約		益	6	6
特	別 損				
	固定資産		損	13	13
	税 引 前 当		益		39,539
		民税及び事業		2,751	
	法 人 税	等 調 整	額	△308	2,442
	当 期	純利	益		37,096

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年2月21日から) 平成26年2月20日まで)

		株		主			資		本	
		資	本剰余	金	利 益 剰 余 金					
	資本金		この 他	咨太利仝仝		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計		пп
平成25年2月21日残高	13,370	13,506	121	13,627	500	53,600	98,857	152,957	△14,345	165,609
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△4,964	△4,964		△4,964
当期純利益							37,096	37,096		37,096
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			27	27					744	772
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	27	27	-	-	32,132	32,132	741	32,902
平成26年2月20日残高	13,370	13,506	149	13,655	500	53,600	130,989	185,089	△13,603	198,511

	評価・換	算差額等									
	その他有価証券 評価差額金	評価・携差額等名	き 算 計	新	株予	約 権	純	資	産	合	計
平成25年2月21日残高	286		286			603]	166,	500
事業年度中の変動額											
剰余金の配当										△4,	964
当期純利益										37,	096
自己株式の取得											△3
自己株式の処分											772
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	22		22			154					177
事業年度中の変動額合計	22		22			154				33,	079
平成26年2月20日残高	309		309			757			1	199,	579

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月8日

株式会社ニトリホールディングス

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 入 正 幸 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 直 彦 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの平成25年2月21日から平成26年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体と

しての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及 び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損 益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月8日

株式会社ニトリホールディングス

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 入 正 幸 印業務執行社員 公認会計士 宮 入 正 幸 印

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸 浩 印

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 直 彦 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの平成25年2月21日から平成26年2月20日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経

営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年2月21日から平成26年2月20日までの第42期事業 年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づ き、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通 を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会そ の他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。 また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適 合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する ために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める 体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されて いる体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構 築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則 第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会そ の他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えまし た。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報 の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の 方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について 検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。

平成26年4月10日

株式会社ニトリホールディングス 監査役会

 常勤監查役
 久
 保
 隆
 男
 印

 社外監查役
 井
 本
 省
 吾
 印

 社外監查役
 小
 澤
 正
 明
 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

グローバルな事業展開と業容の一層の拡大に備え、経営体制の強化充実を 図るため、取締役の員数を7名以内から10名以内に変更するとともに、役付 取締役として、取締役副社長を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

	(下豚は及失師力を小り)					
現行定款	変更案					
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会					
[員 数]	[員 数]					
第17条 当会社の取締役は、7名以内とす	第17条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とす					
る。	る。					
[代表取締役および役付取締役]	[代表取締役および役付取締役]					
第20条 取締役会の決議をもって当会社に	第20条 取締役会の決議をもって当会社に					
取締役社長1名を置き、必要に応	取締役社長1名を置き、必要に応					
じ取締役会長1名、専務取締役お	じ取締役会長1名、 <u>取締役副社</u>					
よび常務取締役各若干名を置くこ	<u>長、</u> 専務取締役および常務取締役					
とができる。	各若干名を置くことができる。					
② (条文省略)	② (現行どおり)					
③ (条文省略)	③ (現行どおり)					
[業務執行]	[業務執行]					
第21条 取締役社長は、当会社の業務を紛	第21条 取締役社長は、当会社の業務を統					
轄し、専務取締役または常務取締	轄し、 <u>取締役副社長、</u> 専務取締役					
役は、取締役社長を補佐してその	または常務取締役は、取締役社長					
業務を分掌する。	を補佐してその業務を分掌する。					
② (条文省略)	② (現行どおり)					

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、経営体制の強化充実のため、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、打	担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	で似 鳥 部 雄 (昭和19年3月5日)	昭和53年5月 平成15年2月 平成15年10月 平成21年11月 平成22年3月 平成22年5月 平成22年8月 平成23年8月 平成24年5月	当社設立専務取締役 当社代表取締役社長 P.T.MARUMITSU INDONESIA (現P.T.NITORI FURNITURE INDONESIA) 社外取締役(現任) 株式会社マルミツ(現株式会社ニトリファニチャー) 社外取締役(現任) MARUMITSU-VIETNAM EPE (現NITORI FURNITURE VIETNAM EPE) 社外取締役(現任) 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 株式会社デコホーム代表取締役社長(現任) 明応商貿(上海)有限公司董事長(現任) 当社代表取締役社長、社長執行役員(現任) 株式会社ニトリ代表取締役社長、社長執行役員(現任) 株式会社ニトリ代表取締役社長(現任) 株式会社ホームロジスティクス代表取締役社長(現任) 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長(現任) 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長(現任) 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長兼社長(現任)	1,704,806株

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、打	担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	^{すぎ やま} きょし 杉 山 清 (昭和17年10月30日)	平成10年7月 平成16年12月 平成17年5月	本田技研工業株式会社入社 東風本田発動機有限公司総経理 兼広州本田汽車有限公司董事 当社特別顧問 当社専務取締役 当社取締役専務執行役員(現任) 株式会社ニトリ取締役品質業 務改革室長(現任) 株式会社ホームロジスティクス 取締役(現任)	7,500株
3	しら い とし ゆき 白 井 俊 之 (昭和30年12月21日)	平成20年5月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社取締役専務執行役員(現任) 株式会社ニトリ取締役 株式会社ホームロジスティクス 取締役(現任)	17,826株

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	さ 営 小 進 (昭和35年10月5日)	平成6年9月 当社入社 平成13年5月 当社取締役 平成16年5月 当社常務取締役 平成18年7月 当社常務取締役退任 平成22年10月 当社専務執行役員 平成23年5月 当社取締役専務執行役員アメリカ出店プロジェクトリーダー (現任) 平成24年5月 NITORI USA,INC.取締役最高経営責任者(現任)	6,600株
5	※ 池 田 匡 紀 (昭和32年2月22日)	昭和54年4月 当社入社 平成13年5月 当社取締役 平成16年5月 当社常務取締役 平成22年5月 当社常務執行役員(現任) 平成22年8月 株式会社ニトリ店舗運営部ゼ ネラルマネジャー(現任)	16,090株
6	※ 須藤文弘 (昭和31年5月5日)	昭和54年3月 株式会社島忠入社 平成12年9月 株式会社関西島忠代表取締役 平成13年4月 当社入社 平成17年5月 当社執行役員 平成20年5月 当社常務取締役 平成22年5月 当社常務執行役員店舗開発部 ゼネラルマネジャー(現任)	2,580株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	が どう たか はる 安 藤 隆 春 (昭和24年8月31日)	昭和47年4月 警察庁入庁 平成6年9月 群馬県警察本部長 平成11年8月 警視庁公安部長 平成16年8月 警察庁長官官房長 平成19年8月 警察庁大長 平成21年6月 警察庁長官 平成23年10月 退官 平成25年5月 当社取締役(社外取締役) (現任)	一株
8	たけ しま かず ひこ 竹 島 一 彦 (昭和18年3月16日)	昭和40年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成6年7月 大蔵省大臣官房総務審議官 平成7年5月 経済企画庁(現内閣府)長官 官房長 平成9年7月 国税庁長官 平成10年1月 内閣官房内閣内政審議室長 平成13年1月 内閣官房副長官補 平成14年7月 公正取引委員会委員長 平成24年9月 退任 平成25年5月 当社取締役(社外取締役) (現任) 平成25年6月 日本空港ビルデング株式会社 社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 安藤隆春氏および竹島一彦氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、現在当社の 社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をも って、1年となります。
 - 4. 社外取締役候補者の選任理由について
 - (1) 安藤隆春氏につきましては、警察庁長官はじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅 広い見識を有しており、その専門的な経験と見識に基づき、当社の社外取締役と して、当社の経営全般に対し適切な監督・助言をいただいております。同氏は直 接経営に関与された経験はありませんが、その経験と見識から、今後も、社外取 締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
 - (2) 竹島一彦氏につきましては、公正取引委員会委員長はじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識に基づき、当社の社外取締役として、当社の経営全般に対し適切な監督・助言をいただいております。同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、その経験と見識から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

- 5. 竹島一彦氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。
- 6. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告 (11 頁) に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年5月8日開催の第37回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内(使用人としての給与は含まず。)とする旨ご承認をいただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額6億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内)と改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人としての給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役8名選任の件」が可決されますと、本総会終結の時をもって取締役は2名増員され、8名(うち社外取締役は2名)となります。

第4号議案 取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成21年5月8日開催の第37回定時株主総会において、取締役については、年額4億5,000万円以内(使用人としての給与は含まず。)、監査役については、年額6,000万円以内とする旨ご承認をいただき現在に至っておりますが、当社取締役および監査役の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる連結企業価値の向上を図ること、また監査役の適正なる監査への意識の向上を図ることを目的として、上記の報酬額とは別枠として、ストック・オプション報酬額を、当社の取締役については年額1億8,000万円以内(うち社外取締役分は年額2,000万円以内)、監査役については年額2,000万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当該ストック・オプション報酬額につきましては、ブラック・ショールズモデルに基づき算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。

なお、取締役の当該ストック・オプション報酬額には、使用人としての給与は 含みません。

現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役8名選任の件」が可決されますと、取締役は8名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名となります。

また、取締役の報酬額につきましては、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が可決されますと、年額6億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内)となります。

当社取締役および監査役に対してストック・オプションとして発行する新株予 約権は、以下のとおりであります。

(1) 発行する新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。(ただし、次に定める付与株式数の調整を行った場合は、新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。)なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権に係る付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株 予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払 込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数を切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 × ______1 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後3年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合。
- ② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合。
- ③ 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要する。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の行使条件内容
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、 監査役もしくは執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要 するものとする。

ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

③ 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約において 定める。

第5号議案 従業員等に対するストック・オプションとして新株予約権を発行す る件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の執行役員および従業員等ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員等(以下「従業員等」という。)に対して、ストック・オプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

従業員等の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる連結企業価値の向上を図ることを目的に、従業員等に対して金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

- 2. 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
 - (1) 新株予約権の割当対象者 従業員等
 - (2) 新株予約権の数の上限 下記(4) に定める内容の新株予約権12,000個を上限とする。
 - (3) 新株予約権の払込金額 新株予約権と引き換えに、金銭の払込を要しないものとする。
 - (4) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,200,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当 社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下 同じ。)または株式併合を行う場合は、付与株式数を次の算式により調整 するものとする。

なお、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新 株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり の払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とす る。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数を切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数 は切り上げる。

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株当たり 既発行・普通株式数×払込金額 株式数+ 新規発行前の普通株式の株価

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式 総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、ま た自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する 自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の 株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間 割当日後3年を経過した日から6年を経過する日まで。 (6) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合。
- ② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合。
- ③ 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が 新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還等の意思を示した 場合。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要する。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の行使条件内容
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役もしくは執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

③ 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約において 定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリホールディングス 札幌本社 6 階会議室 Tel 011-330-6200 (代) (ニトリ麻生店階上)



[交通機関]

- ■札幌市営地下鉄南北線麻生駅3番口より徒歩5分
- J R 札沼線 (学園都市線) 新琴似駅より徒歩7分

(当日は駐車場の混雑も予想されますので、公共交通機関等をご利用 願います。)